

～ひとりにしない 心灯るまち～

王寺町ほんまちエリアまちづくり協議会 規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会の名称は「王寺町ほんまちエリアまちづくり協議会」(愛称:ほんまち未来ラボ)(以下「本会」という)と称し、事務所を「いずみスクエア」(王寺町本町4丁目645-1)内に置く。

(目的)

第2条 本会は、王寺町本町地区自治会長会に所属する全ての自治会の区域を含むエリア(以下「本町エリア」という。)内において、～ひとりにしない 心灯るまち～づくりを推進するため、地区自治会長会、自治会、各種団体、地域住民等が相互に連携・協力し、地域の課題発掘と、その解決に向けた取組の推進を図ることを目的とする。

(構成員)

第3条 本会は、次の各号に該当する者及び別表に掲げる団体等をもって構成員とする。

- (1)本町エリアに居住する者
- (2)本町エリアで学ぶ者
- (3)本町エリアで働く者及び事業を営むなどの活動を行う者
- (4)本町エリアで活動する自治会
- (5)本町エリアで活動する各種団体
- (6)その他、会長が必要と認める者

(区域)

第4条 本会が主として活動を行う区域は、本町エリアとする。ただし、他の協議会等と協力・連携する場合は、他の区域で活動することができる。

(取組)

第5条 本会は、第3条に規定する構成員を対象として、次の取組を行う。

- (1)まちづくりに関する計画の策定及び改訂に関すること
- (2)まちづくり活動の企画、検討及び実施に関すること。
- (3)各種団体との連携及び協力並びに連絡調整に関すること。
- (4)行政等への地域課題の情報提供及び支援活動の提言に関すること。
- (5)活動の計画及び実施の状況並びに予算及び決算に係る資料の公表に関すること。
- (6)その他、本会の目的達成に必要なこと。

(代議員)

第6条 本会に代議員を置く。代議員は別表に掲げる団体等の代表者とする。

2 代議員の数は別表に定めるところによる。

(まちづくりサポーター)

第7条 本会にまちづくりサポーター(以下「サポーター」という。)を置く。

- 2 第3条各号に掲げる者のうち、第2条に賛同し希望する者は、サポーターになることができる。
- 3 サポーターは、第5条第1項各号に掲げる事業を支援・協力することができる。
- 4 本町エリアまちづくり協議会設立準備会委員は設立時にサポーターとなることとする。

第2章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 5名以内
- (3)事務局長 1名
- (4)会 計 1名
- (5)監 事 2名

(役員を選出)

第9条 役員は、代議員の中から、総会において選出する。

(役員の職務)

第10条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1)会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- (3)事務局長は、事務局を統括し、本会の調整及び事務事業を執行する。
- (4)会計は本会の会計事務を処理する。
- (5)監事は本会の会計及び事業を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、企画会議及び部会とする。

(総会)

第13条 総会は本会の最高議決機関であり、代議員をもって構成する。

(総会の機能)

第14条 総会は次の事項を審議し、承認又は議決を行う。

- (1)事業計画及び予算に関する事項
- (2)事業報告及び決算に関する事項
- (3)まちづくり計画の策定及び改訂に関する事項
- (4)役員の選任・解任に関する事項
- (5)部会の新設、統廃合に関する事項
- (6)規約の制定及び改廃に関する事項
- (7)本会の解散に関する事項
- (8)その他本会に関する重要事項

(総会の招集等)

第15条 総会は会長が招集する。

2 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めたとき、又は代議員の3分の1以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。

- 3 総会を招集するときは、会議の開催日時、場所、目的、及び審議事項を示して、開催日の5日前までに文書等をもって通知しなければならない。
- 4 総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。
- 5 総会は代議員の過半数の出席(委任状を提出した者を含む。)をもって成立する。
- 6 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の時は議長が決定する。
- 7 総会の議事については、議事録を作成するものとする。
- 8 第3条に規定する構成員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限りこれを閲覧させなければならない。

(総会の公開)

第16条 総会は原則として傍聴することができる。

(役員会)

第17条 役員会は、総会に次ぐ議決機関であり、第8条に定める役員をもって構成する。

- 2 役員会は会長が招集する。ただし、役員の3分の1以上による請求があったとき、又は第18条第7項の規定により、企画会議から役員会の招集を求められたときは、会長は速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 役員会の議長は、会長が行う。
- 4 役員会は役員の過半数(委任状を提出した者を含む。)の出席をもって成立する。
- 5 役員会の議事は出席者の過半数をもって決定し、賛否同数のときは議長が決定する。
- 6 役員会は、次の事項を審議し、承認又は議決を行う。
 - (1)総会に付議する事項
 - (2)総会で議決した事項の執行に関する事項
 - (3)正副部会長選出に関する事項
 - (4)部会の活動状況、事業計画の進捗の報告に関する事項
 - (5)役員会の運営に関する事項(規約に定めがある事項を除く。)
 - (6)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 7 役員会の議事については、議事録を作成するものとする。
- 8 第3条に規定する構成員が、役員会の議事録の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限りこれを閲覧させなければならない。
- 9 正副部会長及び会長が必要があると認めた者は、役員会に出席することができる。

(企画会議)

第18条 各種事業の企画・検討、各部会間の調整を図るため、本会に、企画会議を置く。

- 2 企画会議の構成員は、各部会の正副部会長及び参加を希望するサポーターとする。
- 3 企画会議は、次の事項を審議議決する。
 - (1)役員会に付議する事項
 - (2)その他、総会及び役員会の議決を要しない業務の執行に関すること
- 4 企画会議の議長は、出席者の中から選出する。
- 5 企画会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決定し、賛否同数のときは、議長が決定する。
- 6 企画会議は、必要に応じて、役員会に活動状況、事業計画の進捗状況について報告するものとする。
- 7 企画会議において議決した事項のうち、役員会の議決が必要となる場合であって、緊急に処理する必要がある場合は、臨時の役員会の招集を請求できるものとする。

(部会)

第19条 第5条第2項に定めるまちづくり活動の企画、検討及び実施を行なうため、本会に次の部会を置く。

- (1)安全安心部会 防犯、防災
- (2)子ども部会 子育て、健全育成、教育
- (3)高齢者部会 福祉、健康
- (4)イベント部会 交流、歴史、文化
- (5)環境部会 美化

- 2 部会はサポーターで構成し、希望する複数の部会に所属することができるものとする。
- 3 部会には部会長及び副部会長を置き、部会員の中から選出し、役員会で承認する。
- 4 部会長は部会を代表して会務を統括し、会議の議長を行う。
- 5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 部会は必要に応じて部会長が招集する。ただし、部会員の過半数の請求があったとき、部会長は速やかに会議を招集しなければならない。
- 7 部会は部会員の過半数の出席をもって成立する。
- 8 部会は、次の事項を審議議決する。
 - (1)企画会議に付議する事項
 - (2)その他、総会及び役員会の議決を要しない部会の業務の執行に関すること
- 9 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決定し、賛否同数のときは、議長が決定する。
- 10 部会長は必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 11 部会長、副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 12 役員会が必要と認めたときは、総会の承認を得て、部会の新設・統廃合をすることができるものとする。

第4章 事業計画、予算、会計

(事業計画及び予算)

第20条 本会の事業計画及び予算は、会長が役員会の審議を経てその案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度途中における予算の補正は、役員会の議決により定めることができるものとする。
- 3 会計年度開始までに予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。
- 4 第1項の規定により定めた事業計画及び予算は、広報紙等への記載などの方法により公表するものとする。

(事業報告及び決算)

第21条 本会の事業報告及び決算は、会長が役員会の審議を経てその案を作成し、毎事業年度終了後、速やかに監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により作成した事業報告及び決算は、広報紙等への記載などの方法により公表するものとする。

(会計)

第22条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

- 2 本会の運営に要する経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

3 本会は、会の収入、支出及び資産状況を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備しなければならない。

4 第3条に規定する構成員が、帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由のない限りこれを閲覧させなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第23条 本会の円滑な運営を図るため、事務局を設置する。

2 事務局には、役員会で推薦し総会の承認を得て、事務局長を置く。

3 事務局には、役員会の承認を得て、会長の任命により事務局員を置くことができる。

(広報委員会)

第24条 本会の活動内容や地域情報を広く地域住民に周知し、地域住民の本会への協力及び参加を促進するため、事務局に広報委員会を置くことができる。

2 広報委員会は、広報誌の編集・発行及びその他の広報活動を行う。

3 広報委員会は、サポーターの中から選出された次に掲げる委員により構成する。

(1)広報委員 若干名

(2)その他、広報委員会が必要と認める者

第6章 雑則

(規約の改廃及び解散)

第25条 本会の規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。また、本会の解散は、総会において出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。

(その他)

第26条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会において別に定める。

附則

1 本会の設立当初の役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立の日から次の総会までとする。ただし、再任は妨げない。

2 本会の設立当初の会計年度は、第22条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和9年3月31日までとする。

3 この規約は令和8年8月22日より施行する。

別表(第3条、第6条関係)

団 体 名 等	代議員数
本町地区の自治会長	16
まちづくり協議会事務局長	1
消防団第2分団	1
防災士ネットワーク	1
北義務教育学校	1
北義務教育学校 PTA	2
児童文化協会	1
民生児童委員協議会	1
老人クラブ連合会	1
交通安全母の会	1
サポーターから選出	15 名以内